横断歩行者保護宣言事業所

～参加事業所募集中～

あなたの事業所も「横断歩行者保護宣言事業所」に加盟し
「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」を目指しましょう！

【背景】

日本の交通事故死者のうちの歩行中の死者の割合は、欧米諸国と比較しても極めて高くなっています。

（※日本35.0%、スウェーデン15.6%、フランス16.1%、イギリス24.9%、ドイツ15.3%、アメリカ16.1%【国際道路交通事故データベース（ＩＲＴＡＤ）資料による】）

また、道路交通法第38条では、「横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない」旨規定されているにもかかわらず、ＪＡＦ調査によれば、「信号機のない横断歩道」の車の一時停止率は、21.3%(全国平均）と２割にも満たず、横断歩道における歩行者優先の交通ルールが徹底されていない状況にあります。

令和元年中、県内においても、

１　歩行者が被害者となる交通事故の半数以上が道路横断中

２　道路横断中の交通事故のうち、

・約６０％が横断歩道及びその付近で発生

・約４０％が横断歩道等以外の場所で発生

などから、

○　運転者は、横断歩道における歩行者優先のルールを実践する

○　歩行者は、道路横断時のルール（横断歩道の利用、斜め横断・車両の直前直後横断の禁止など）を実践する

など、交通事故のない社会を作るためには運転者と歩行者双方が安全行動を実践する必要があります。そこで、交通事故抑止対策の一つとして、「横断歩行者保護宣言事業所」を広めようとするものです。

【横断歩行者保護宣言事業所とは】

県内の事業所で全社員が横断歩行者の安全確保に取り組む事業所として、内外に「横断歩行者保護宣言」を行い、横断歩行者の安全確保に向けた行動を実践する事業所を言います。

「横断歩行者保護宣言事業所」には、「横断歩行者保護宣言事業所の証（あかし）」を交付し、事業所内に掲示する等して社員等に「横断歩行者保護」を実践してもらいます。

※　証については、Ａ４用紙でのお渡しとなります。

「横断歩行者保護宣言事業所」申込書

奈良県警察宛

当事業所は、「横断歩行者保護宣言事業所」の趣旨に賛同し、横断歩行者の安全確保に取り組む事業所として「横断歩行者保護宣言」を行います。

なお、「横断歩行者保護宣言事業所」として、奈良県警察ホームページに公開することを認めます。

申 込 日　令 和　　年　　月　　日

事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

従業員数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【問い合わせ先】

○ 警察本部交通部交通企画課　　0742-23-0110（内線5053番）

○ 事業所(本拠となる所在地)を管轄する警察署交通課企画規制(企画)係

奈良警察署	0742-20-0110	奈良西警察署	0742-49-0110
生駒警察署	0743-74-0110	郡山警察署	0743-56-0110
西和警察署	0745-72-0110	天理警察署	0743-62-0110
桜井警察署	0744-46-0110	橿原警察署	0744-23-0110
高田警察署	0745-22-0110	香芝警察署	0745-71-0110
五條警察署	0747-23-0110	吉野警察署	0747-53-0110

※ 申込みについては、事業所を管轄する警察署で行って下さい。